

< 申込書記入例 > ※申込書は可否の判断材料となります。記入漏れ等ご注意ください。

整理記号	職種	受理番号※記入不要	※記入不要
1-S1	業務員		

フリガナ	ノボリベツ タロウ	性別	
氏名	登別 太郎	<input checked="" type="radio"/> 男・ <input type="radio"/> 女	
生年月日	<input checked="" type="radio"/> 昭和・ <input type="radio"/> 平成○年 10月 1日生(令和4年4月1日現在満○○歳)		
現住所	〒059-○○○○ 電話 0143-85-○○○○ 登別市○○町○丁目○番地		
不在時の連絡先	場所	自宅	電話 0143-85-××××



学歴	区分	学校名	学部・学科名	在学期間	区
	最終	○○高校	普通科	H3年 4月 から H6年 3月 まで	<input checked="" type="checkbox"/> 卒 <input type="checkbox"/> 修了 <input type="checkbox"/> 卒見込 <input type="checkbox"/> 在学中 <input type="checkbox"/> __年中退
その前			年 月 から 年 月 まで	<input type="checkbox"/> 卒 <input type="checkbox"/> 修了 <input type="checkbox"/> 卒見込 <input type="checkbox"/> 在学中 <input type="checkbox"/> __年中退	

職歴 (新↓旧)	勤務先	所在地	在職期間	職務内容	
	現在(在職中・ <input checked="" type="radio"/> 無職)			年 月 から 年 月 まで	
	その前 ○○○社	札幌市 (勤務:登別市)	H16年 4月 から 令和2年 4月 まで	送迎バスの運転など	
	その前 ○○○社	恵庭市	H6年 4月 から H16年 3月 まで	観光バスの運転など	
その前			年 月 から 年 月 まで		

障がいの 心身の	該当するものを選択し、級別等を記入、又は選択してください。		
	<input type="checkbox"/> なし <input checked="" type="checkbox"/> 身体 (1種 1級) <input type="checkbox"/> 知的 (□A・□B) <input type="checkbox"/> 精神 (級)	障がい名 (心臓機能障害)	

資格・免許 (自動車運転免許等)	
種別	取得年月日
大型自動車第二種運転免許	平成9年10月1日
普通自動車第一種運転免許	平成5年12月1日

パソコンの使用 (ワード、エクセル等の操作)	<input checked="" type="radio"/> 可・ <input type="radio"/> 不可
------------------------	--

志望動機 (又は離職及び内定取り消しの経緯)

これまで送迎バスの運転手として勤務してきましたが、新型コロナウイルス感染症の影響で送迎バスを利用する人が激減し、4月○日付けて勤めていた会社から先の見通しが立たないことを理由に解雇を言い渡されました。

次の職探しに困っていたところ、ホームページを見つけ、普段からパソコンを使っていることもあり、事務職もできるのではないかと応募しました。

仕事をする上で心掛けてきたこと (心掛けたいこと)

長年運転業務をしてきたので、安全運転はもちろんですが、言禁遣いや身だしなみなど常に気を配ってきました。

※裏面に続きます。

1. 再度の任用について

再度の任用はありません。



左の「1. 再度の任用について」をよく読み、内容を確認したらチェックしてください。

2. 兼業について

他の事業所との兼業を希望する場合は届出が必要です。**届出には、次の項目をすべて満たしている必要があります。**

- ① 兼業先の業務と勤務時間が重複しないこと。
- ② 1日の合計就労時間が8時間を超えないこと。
- ③ 1週間の合計就労時間が40時間を超えないこと。
- ④ 1週間のうち少なくとも1日は、休み（どちらの業務もない日）があること。
- ⑤ 兼業先の業務に従事することが、職員全体の不名誉とならないこと。
- ⑥ 兼業先の業務が、会計年度任用職員の身分上ふさわしくない性質を持たないこと。



左の「2. 兼業について」をよく読み、内容を確認したらチェックしてください。

採用後の兼業予定について、当てはまる方にチェックしてください。



兼業する



兼業はしない

3. 欠格条項について

地方公務員法第16条（欠格条項）に該当する方は、受験できません。

※地方公務員法抜粋

（欠格条項）

第十六条 次の各号のいずれかに該当する者は、条例で定める場合を除くほか、職員となり、又は競争試験若しくは選考を受けることができない。

- ・ 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
- ・ 当該地方公共団体において懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から二年を経過しない者
- ・ 人事委員会又は公平委員会の委員の職にあつて、第六十条から第六十三条までに規定する罪を犯し刑に処せられた者
- ・ 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

私は、地方公務員法第16条(欠格条項)の規定に該当しておりません。

また、この申込書に記入した事項は、事実と相違ありません。

令和 4年6月15日

氏名 登別 太郎

